

島根CO2吸収・固定量認証制度

森林整備課

1. 目的

島根県内で森林整備を行う企業、団体等が整備する森林のCO2吸収量を評価・認証する制度を定めることにより、企業等による森林整備を促進し、地球温暖化防止等の森林の持つ多面的機能の発揮に資することを目的として、平成22年度に創設。(平成23年度からは「CO2固定量の認証」も開始)

2. 概要

市町村が提案する森づくりに対し、企業等が社会貢献活動(CSR活動)の一環として、森林整備のための労力、資金を提供。

認証の対象

(1) 認証の対象者は、県・市町村等との協定に基づき自ら森林整備を実践するもの、又は寄附金により森林整備の経費を負担するもの

(2) 認証の対象となる作業種は、植栽・下刈り・除伐・間伐とする

(3) 認証の対象となる森林は、島根県内に位置し整備面積が0.1ha以上のもの

3. 認証の区分

(1) 実践型 企業、団体等が自ら森林整備を実施

(2) 寄附型 企業、団体等が寄附を行い、森林所有者等が森林整備を実施

(3) 寄附者提案型 企業、団体等が自ら提案した森林整備に寄附を行い、森林所有者等が森林整備を実施

4. 制度のフロー図

